

## 辰野町ゼロカーボン補助金交付要綱

令和6年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「2050ゼロカーボンたつの」の実現のため、地球温暖化対策設備及び機器の設置に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、辰野町補助金等交付規則(昭和54年辰野町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する太陽光モジュール及びその附属設備をいう。
- (2) 定置型蓄電設備 前号の太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電気を充放電できる定置型蓄電池及びその附属設備をいう。
- (3) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第1項に規定する住宅をいう。
- (4) 事業所等 事業の用に供する町内の事務所、店舗、工場等をいう。
- (5) LED照明 LED電球及びLEDシーリングライトをいう。
- (6) エアコン 日本産業規格C9901に基づく最新の省エネルギー基準達成率が100%以上のものであるものをいう。
- (7) 高効率給湯設備 ヒートポンプ式給湯器、ガス温水機器、石油温水機器及びハイブリッド式給湯器をいう。
- (8) 集会施設 地域自治団体が管理運営する集会の用に供する施設をいう。
- (9) 避難所 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)49条の7の規定による町が指定した指定避難所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町長が指定した日以降に補助金の交付の対象となる設備等(以下「補助対象設備等」という。)の設置または購入に着手し、かつ、町長が指定した日までに第10条に規定する実績報告書を提出できること。
- (2) 第10条の実績報告書を提出する時点において町内に住所を有する者(以下「個人」という。)、事業所等を有する事業者(以下「事業者」という。)又は地域自治団体であること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。ただし、個人の場合は、その属する世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- (4) 辰野町暴力団排除条例(平成24年辰野町条例第29号)に規定する暴力団若しくは

暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。

(補助対象設備等、補助要件及び補助金額)

第4条 補助対象設備等は、次の要件のいずれも満たすものとする。

(1) 未使用品であること。

(2) リース品でないこと。

2 補助対象設備等、補助要件及び補助金額は、それぞれ別表第1に掲げるとおりとする。

3 前項の規定により、算出した補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助対象設備等の設置又は保管場所)

第5条 補助対象設備等の設置又は保管場所は、補助対象者が所有又は管理する町内の住宅、事業所等、集会施設若しくは避難所とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象設備等の導入に必要な経費で、町長が適当と認めるものとする。

2 補助金の交付は、補助対象設備等ごとに同一の住宅、事業所等、集会施設又は避難所について毎年度1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、辰野町ゼロカーボン推進補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類及びその他町長が必要と認める書類を添えて、補助対象設備等の設置又は購入前に町長に提出しなければならない。

2 申請者が本補助金に係る手続を代理人に委任する場合、辰野町ゼロカーボン推進補助金委任状(様式第2号)を前項の書類と併せて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を変更又は中止しようとするときは、辰野町ゼロカーボン推進補助金事業変更等承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、辰野町ゼロカーボン推進補助金実績報告書(様式第4号)に、別表第2に掲げる書類及びその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業完了後 30 日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(補助金の確定)

第 11 条 町長は、前条の報告があったときは、これを審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、辰野町ゼロカーボン推進補助金交付請求書(様式第 5 号)により、町長に請求するものとする。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が交付決定書に付された期日までに完了しない場合及び事業の遂行が困難な場合は、町長に報告し、町長の指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 14 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第 3 条及び第 4 条の要件を満たさなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(取得財産の管理)

第 15 条 補助事業者は、本補助金の交付を受けて取得した補助対象設備等を、善良な管理者の注意をもって管理し、適正な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数の期間内に、補助対象設備等を本補助金の趣旨に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供しようとするときは、辰野町ゼロカーボン推進補助金財産処分申請書(様式第 6 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

3 町長は、第 1 項に規定する補助対象設備等の処分が、補助金等の交付目的に反する場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(協力)

第 17 条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量に関するデータなど必要情報の提供を求めることができる。

(関係書類の保管)

第 18 条 補助事業者は、補助金の申請書及び実績報告書に関連する書類を、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 7 年 1 月 31 日)

この要綱は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。

附 則(令和 8 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

補助対象設備等	補助要件	補助金の額
1 太陽光発電設備(住宅)	(1) 設備を設置する施設は住宅であること。 (2) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象設備等を設置させること。 (3) 補助対象設備等を設置する住宅が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。 (4) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値が 10kW 未満のものであること。 (5) 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が 30%以上であること。 (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に基づく FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しないこと。 (7) 既存設備の更新の場合は、設置から 17 年を経過していること。	1kW 当たり 2.5 万円(太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値(kW 表示の小数点第 2 位未満は切捨て)に 1kW 当たり 2.5 万円を乗じた額)とし、12.5 万円を限度とする。
2 定置型蓄電設備(住宅)	(1) 設備を設置する施設は住宅であること。 (2) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有	1 件 5 万円

	<p>する法人又は個人事業主に補助対象設備等を設置させること。</p> <p>(3) 補助対象設備等を設置する住宅等が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。</p> <p>(4) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(5) 既存設備の更新の場合は、設置から6年を経過していること。</p>	
3 LED 照明機器	<p>(1) 新たに LED 照明を導入するもの、または使用している照明を LED 照明に更新するもので、住宅、事業所等、集会施設又は避難所のいずれかに導入するものであること。</p> <p>(2) 補助対象経費が 15,000 円以上であること。</p>	<p>対象製品の購入費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の 1/2 とし、住宅は 2 万円（工事費は除く）、事業所等は 5 万円（工事費は除く）、集会施設又は避難所は 25 万円（工事費を含む）を限度とする。</p>
4 エアコン（住宅）	<p>(1) 設備を設置する施設は住宅であること。</p> <p>(2) 既存のエアコンからの買換えであること。</p>	<p>対象製品の購入費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の 1/2 とし、2 万円（工事費は除く）を限度とする。</p>
5 高効率給湯設備（住宅）	<p>(1) 設備を設置する施設は住宅であること。</p> <p>(2) 次のいずれかを満たすいずれかの製品であること</p> <p>ア ヒートポンプ式給湯器、ガス温水機器、石油温水機器</p> <p>日本産業規格に基づく最新の省エネルギー基準達成率が 100% 以上のものであること。</p> <p>イ ハイブリッド式給湯器</p> <p>熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補</p>	<p>対象製品の購入費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の 1/2 とし、2 万円（工事費は除く）を限度とする。</p>

	<p>助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持つ機器であって、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格で、年間給湯効率が108%以上の製品であること。</p>	
--	--	--

別表第2(第6条、9条関係)

補助対象設備等	交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
1 太陽光発電設備、定置型蓄電設備	<p>(1) 設置する住宅、集会施設又は避難所の位置図</p> <p>(2) 設置費用及びその内訳が記載された見積書等の写し</p> <p>(3) 設置箇所を示す写真</p> <p>(4) メーカー、型式及び容量等設備の仕様が確認できる書類の写し</p> <p>(5) 既存設備の設置年月が確認できる書類の写し(既存設備の更新の場合に限る。)</p>	<p>(1) 設置費用及びその内訳が記載された工事請負契約書の写し</p> <p>(2) 設置費用の支払を確認できる書類の写し</p> <p>(3) 設置状況を示す写真</p> <p>(4) 設置設備の保証書の写し</p> <p>(5) 売電申込が確認できる書類の写し(太陽光発電設備であって、余剰電力を売電する場合に限る。)</p>
2 LED照明機器	<p>(1) 製品名及び価格が記載された見積書等の写し</p>	<p>(1) 設置費用の支払を確認できる書類の写し</p> <p>(2) 設置状況を示す写真</p>
3 エアコン	<p>(1) 製品名及び価格が記載された見積書等の写し</p> <p>(2) 対象製品の消費電力及び省エネ基準達成率が確認できるカタログ等の写し</p> <p>(3) 買換え前の製品の設置状況を示す写真</p>	<p>(1) 設置費用の支払を確認できる書類の写し</p> <p>(2) 既存設備の買換えを確認できる家電リサイクル券等の写し</p> <p>(3) 未使用品であることが分かる保証書等の写し</p> <p>(4) 買換え後の設置状況を示す写真</p>
4 高効率給湯設備	<p>(1) 製品名及び価格が記載された見積書等の写し</p> <p>(2) 別表第1に示す補助要件が確認できるカタログ等の写し</p>	<p>(1) 設置費用の支払を確認できる書類の写し</p> <p>(2) 未使用品であることが分かる保証書等の写し</p> <p>(3) 設置状況を示す写真</p>